

姫路獨協大学編入学・転入学及び再入学者の入学前の既修得単位認定内規

(平成14年5月16日制定)

改正	平成15年	7月22日	平成25年	6月27日
	平成16年	10月28日	平成26年	6月26日
	平成18年	7月20日	平成27年	7月23日
	平成19年	6月21日	平成28年	6月30日
	平成20年	7月17日	平成29年	1月19日
	平成21年	3月19日	平成29年	5月24日
	平成21年	9月17日	平成30年	6月21日
	平成22年	7月15日	令和元年	7月18日
	平成23年	1月20日	令和2年	5月21日
	平成23年	5月19日	令和3年	5月20日
	平成24年	7月19日	令和3年	7月22日

(趣旨)

第1条 この内規は、学則第32条の規定による編入学、転入学及び再入学者の入学前に修得した単位の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(再入学者の単位認定)

第2条 再入学者の入学前に既に修得した単位は、原則としてすべて認定する。

(編入学、転入学者の単位認定)

第3条 学士編入学者の入学前に修得した単位は別表1のとおり認定する。

2 2年次に編入学、転入学した者の入学前に修得した単位は別表2のとおり認定する。

3 3年次に編入学、転入学した者(学士編入学者を除く)の入学前に修得した単位は別表3のとおり認定する。

4 4年次に編入学、転入学した者の入学前に修得した単位は別表4のとおり認定する。

(認定手続き)

第4条 単位の認定は、学生が在籍する学部の教授会が行う。

2 単位認定の申請は、入学年度の最初の学期の履修届提出期限内に教務課に願書と単位を授与された大学等の当該授業科目の単位数(授業時間数を含む)、授業内容等が明確に分かる資料を提出しなければならない。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は各教授会で定める。

附 則

この内規は、平成14年5月16日から実施する。

附 則

この内規は、平成15年7月22日から実施する。

附 則

この内規は、平成16年10月28日から実施する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成19年6月21日から実施する。

附 則

この内規は、平成20年7月17日から実施する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成21年9月17日から実施する。

附 則

この内規は、平成22年7月15日から実施する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成24年7月19日から実施する。

附 則

この内規は、平成25年6月27日から実施する。

附 則

この内規は、平成26年6月26日から実施する。

附 則

この内規は、平成27年7月23日から実施する。

附 則

この内規は、平成28年6月30日から実施する。

附 則

この内規は、平成29年1月19日から実施する。

附 則

この内規は、平成29年5月24日から実施する。

附 則

この内規は、平成30年6月21日から実施する。

附 則

この内規は、令和元年7月18日から実施する。

附 則

この内規は、令和 2 年 5 月 2 1 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 3 年 5 月 2 0 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 3 年 7 月 2 2 日から実施する。